お知らせ

資料提供 三次記者クラブ



① 11月 8日16:00解禁 ② 10月26日16:00解禁

平成28年10月24日

特殊車両の指導取締を実施します。

~違反車両撲滅のため取締の強化~

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造物の保全や交通安全の ため、通行に際し、道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるのが現状です。

三次河川国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発と違反車両に対して是正指導を行うことを目的に、広島県警察の協力を得て、特殊車両の指導取締を下記のとおり実施します。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、 国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して 物流を支える方にはより使いやすく といったメリハリの効いた取り組みを進めています。

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

① ■実施日時:平成28年 11月 8日(火)14:00~16:00

■実施場所:一般国道54号下り 安芸高田市八千代町上根地内(別紙-1)

■協力機関:広島県警察 安芸高田警察署

② ■実施日時:平成28年 10月26日(水)14:00~16:00

■実施場所:一般国道54号上り 三次市下志和地町地内(別紙-2)

■協力機関:広島県警察 三次警察署

※留意事項: 当日の取材は現地で対応します。

取締に関する報道の解禁は、それぞれの取締日の16時とさせていただきま

すので、ご協力をお願いします。

なお、当日雨天等で中止する場合は10時までに連絡いたします。

問合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 三次河川国道事務所

副所長(道路担当) 貞任 俊典(さだとう としふみ)

【担 当】建設専門官 小池 健三(こいけ たけみ)

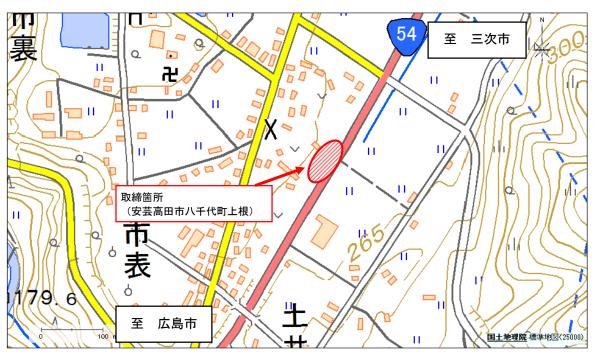
【広報担当】調査設計課長 砂堀 松男(すなぼり まつお)

電話 0824-63-4121 (代表)

※1 取締箇所位置図



※2 取締箇所詳細図



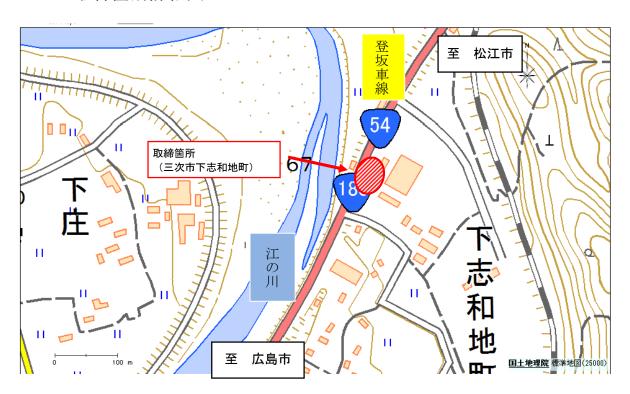
国土地理院標準地図データ

http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.doを元に三次河川国道事務所加工

※1 取締箇所位置図



※2 取締箇所詳細図



国土地理院標準地図データ

http://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.doを元に三次河川国道事務所加工

〇取締結果及び状況

平成28年5月、6月期(第1回目)の取締結果

国道54号	取締台数	違反台数 上段:措置命令 下段:警告
上り	2	0
	2	2
下り	5	0
	3	4

平成28年度の取締状況・・・車輌の検測(車長、車幅、車高)

国道54号上り(三次市下志和地町地内)





国道54号下り(安芸高田市上根町地内)





※掲載の車両写真は、取締の状況写真であり、違反車両ではありません。

事業者の皆さんへのお知らせ

平成25年3月より、繰り返し違反を行った場合、 是正指導を行い、それにも関わらず違反が確認された場合には、 その違反者の名称や違反内容等を公表します。 さらに違反が確認された場合は許可の取消及び告発を行います。

違反内容

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■取締基地

道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、 法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。





■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。 データベースにアクセスして許可の有無等を判定。



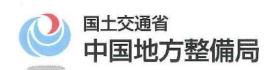


違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

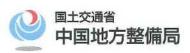
中国地方整備局【特殊車両窓口一覧】 ※平成27年4月より、岡山国道・福山河川国道・山口河川国道宛の電子申請は 広島国道事務所 に集約しています。

	一 の毛」	中明16 /公山三边子/カ/バーにす	たかりしているり。
窓口名		住 所	電話番号
道路管理第一課特殊車両係	〒680-0803	鳥取市田園町4丁目400番地	TEL 0857-22-8435
道路管理課	〒682-0018	倉吉市福庭町1丁目18番地	TEL 0858-26-6221
管理第一課	〒690-0017	松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
道路管理課特殊車両係	〒697-0034	浜田市相生町3973	TEL 0855-22-2480
管理第一課	₹700-8539	岡山市北区富町2丁目19番12号	TEL 086-214-2220
道路管理第一課特殊車両係	₹720-0031	福山市三吉町4丁目4番13号	TEL 084-923-2516
道路管理課	∓728-0011	三次市十日市西6丁目2番1号	TEL 0824-63-4121
管理第一課特殊車両係	₹734-0022	広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131
道路管理第一課特殊車両係	₹747-8585	防府市国衙1丁目10番20号	TEL 0835-22-1785
	道路管理第一課特殊車両係 道路管理課 管理第一課 道路管理課特殊車両係 管理第一課 道路管理第一課特殊車両係 道路管理課 管理第一課特殊車両係	窓口名	道路管理第一課特殊車両係 〒680-0803 鳥取市田園町4丁目400番地 道路管理課 〒682-0018 倉吉市福庭町1丁目18番地 管理第一課 〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号 道路管理課特殊車両係 〒697-0034 浜田市相生町3973 管理第一課 〒700-8539 岡山市北区富町2丁目19番12号 道路管理第一課特殊車両係 〒720-0031 福山市三吉町4丁目4番13号 道路管理課 〒728-0011 三次市十日市西6丁目2番1号 管理第一課特殊車両係 〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号

各県・政令市などの窓口はこちらから http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html



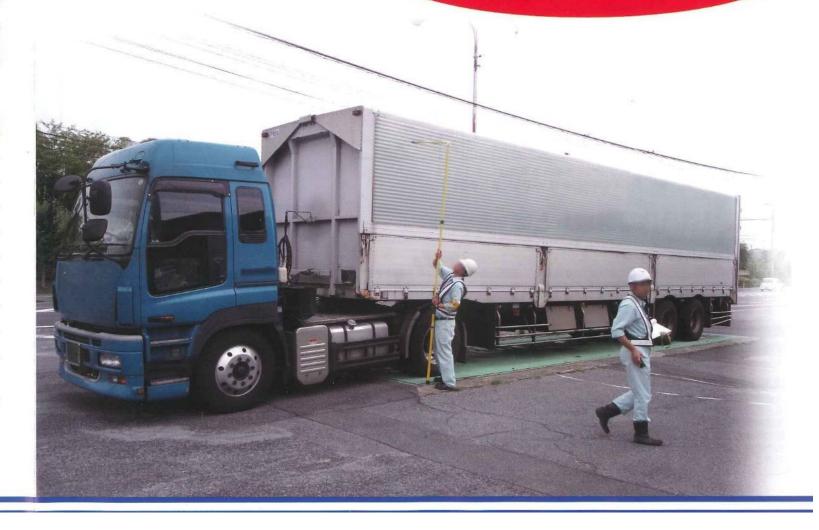
ホームページアドレス http://www.cgr.mlit.go.jp/ 〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL 082-221-9231



トラック運転手の皆様へ 特殊車両の 満正な運行を!

特殊車両通行許可制度

ご存知ですか? 「特殊車両通行許可制度」



特殊車両の通行による社会資本への影響



道路 国民の財産として大切に使うもの

【道路法・道路構造令】

- ●道路の大きさ、強度は一定の基準で造られています。
- ●基準は時代とともに改定されており、古い橋等では補修が必要になっているものもあります。



社会・経済活動に必要不可欠なもの

【道路運送車両法・道路運送車両の保安基準

- 大きさ・重さは本来、道路の基準と整合させています。
- ●しかし、その基準を超える自動車も一定の要件を満たせば自動車として認められます。

道路の規格を超える車両が存在する

道路と車両との間に調和をもたせるために「特殊車両通行許可制度(※)」があります。

※一定の基準を超える大きさの車両の通行にあたって、道路構造の保全又は交通の危険防止のために必要な条件を附して許可

「特殊車両」に該当する車両

車両の大きさ、重さは、関係する法律等で下表のように決められています。

	道路の構造による限度 (車両制限令等)	道路運送車両の保安基準 (参考)	道路交通法 (参考)
長さ	走行(連結・積載)状態 で12m ※トレーラ等連結車はほとん どがこれを超えます。	自動車単体で12m *・「単体」なので、トラクタと トレーラは別扱いとなります。 (それぞれが12mまで)	規定なし ただし、他の車両を牽引 する場合は25m
幅	積載状態で2.5m	自動車単体で2.5m	規定なし ただし荷物のはみ出しは 不可
高さ	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)	自動車単体で3.8m	積載状態で3.8m (一部道路では4.1m)
総重量 (車+乗員+荷物)	精載状態で20t (一部道路では車両の構造に 応じて最大25t)	原則20t ただし自動車の構造に 応じて最大25t	規定なし ただし車検証の積載量を 超えて積載してはならない (過積載)
軸重 (*)	積載状態で最大10t	最大10t	規定なし



どれか 1 つでも越える車両は、 「特殊車両通行許可」が必要になります。

「特殊車両通行許可制度」とは

道路法第47条第1項

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされ る車両(人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものを いい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。)の幅、 重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえ るものは、道路を通行させてはならない。

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認め るときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、 当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間帯について、道 路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政 令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することが できる。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、 軸距等は運搬する重量によって異なります。





















(イラスト出典:(財)日本道路交通情報センター資料

過積載車両が 及ぼす 橋への負担は 制限(10t)以下の車両で 橋への負担 軸重が制限(10t)の 2割超過(12t)

仮に、大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した 場合は、舗装に対しては約2台分、RC床版に対しては約9台分の 疲労が蓄積されることとなります。

ルールを守って みんなが安心できる きれいな道路を!

過積載車両が及ぼす 橋梁や舗装への影響

車両の重量による道路構造物の疲労に及ぼす影響は、 それぞれ、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。

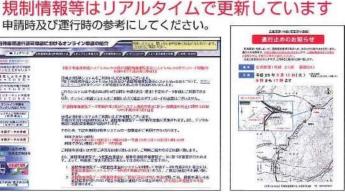


「特殊車両通行許可」申請と許可

- ●車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- ●道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請され た経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、 申請を受け付けた道路管理者 (例えば国道事務所) で一括して 手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。



申請時及び運行時の参考にしてください。 |電大明報の大学名をご利用などださら報告できます。 第一中国連合社会・大学もVer 10.00 民が「発酵機関発表面の大学もVer 0.001年末に下、2011 金字数で、P見取性を握むシステムを利用して中語で、2を作成された場合には 大変を対し、100.000 では他では200.000 中央の表に、 大変を対し、100.000 では他では200.0000 では、200.0000 で



【ポイント】 ▶道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。

(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)

- ▶許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により最長2年まで。
- ▶申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/

「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した) 橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!! 申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立

てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0.3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化

□ 現地取締りで違反を確認した場合は告発

(レット、カート、)

告発対象者の条件

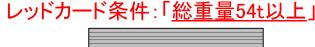
○車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、 当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制 限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当す る総重量による)

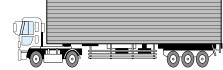
◆車両総重量が「基準×2」以上の車両 なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量ー基準)」

○無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

基準×2=54t 27t 27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)





- ※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)
- ※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合にあっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、 通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあっては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

○道路法104条 (無許可) により、100万円以下の罰金等